

JA住宅ローン団信に

『三大疾病特約』・『長期入院保障特約』登場

さらに
安心!

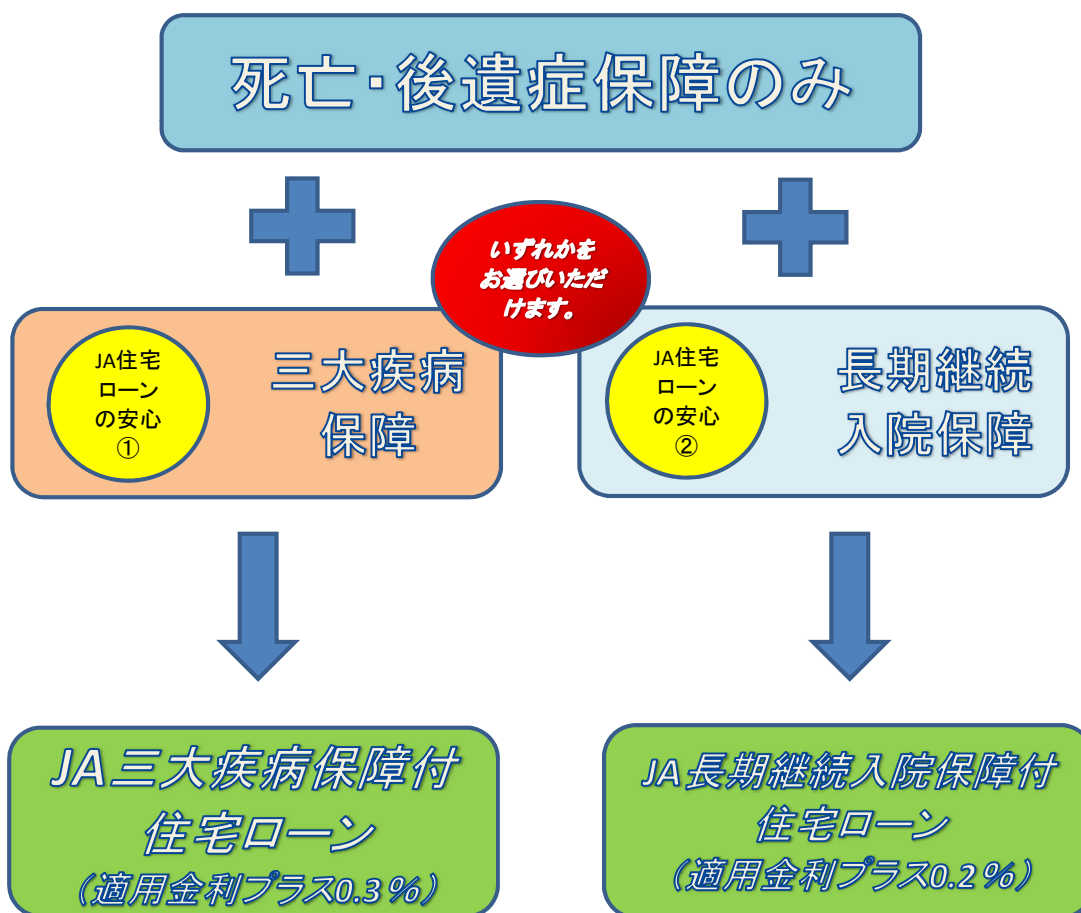
～そもそも団信(団体信用生命共済)とは?～

- ・住宅ローンをお借入いただいたお客様を被共済者とし、その方が住宅ローン返済期間中に共済金の支払対象となる所定の状態に該当したときに、住宅ローンの返済資金として共済金がJAに支払われ、お客様の返済負担を肩代わりする仕組みです。
- ・もしものときには、住宅ローンの返済が共済金で行われるため、ご家族にローンの負担をおかけせず、住宅は家族にそのまま残されます。

～団信加入の注意点～

- 団体信用生命共済へのご加入にあたっては、「被共済者加入申込書」で健康状態を告知していただきます。また、お借入いただいた金額等によっては、所定の審査を受けていただきます。なお、健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- ローンのお申込にあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほか、JAおよびJA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

基本の死亡・後遺障害保障に
「三大疾病保障」か「長期継続入院保障」のいずれかをプラス。
もしもの際に安心アップ。



安心バンク、JAバンク

JA北越後

三大疾病保障の仕組み(概要)

初めて「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」と診断され所定の支払事由に該当した場合共済金にて対象の住宅ローンが全額返済されます。

- 次の事項に該当した場合、ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。尚、新規に住宅・リフォームローンをご契約の方で、お借入時の年齢が20歳以上(借換応援型は23歳以上)51歳未満の方が対象です。

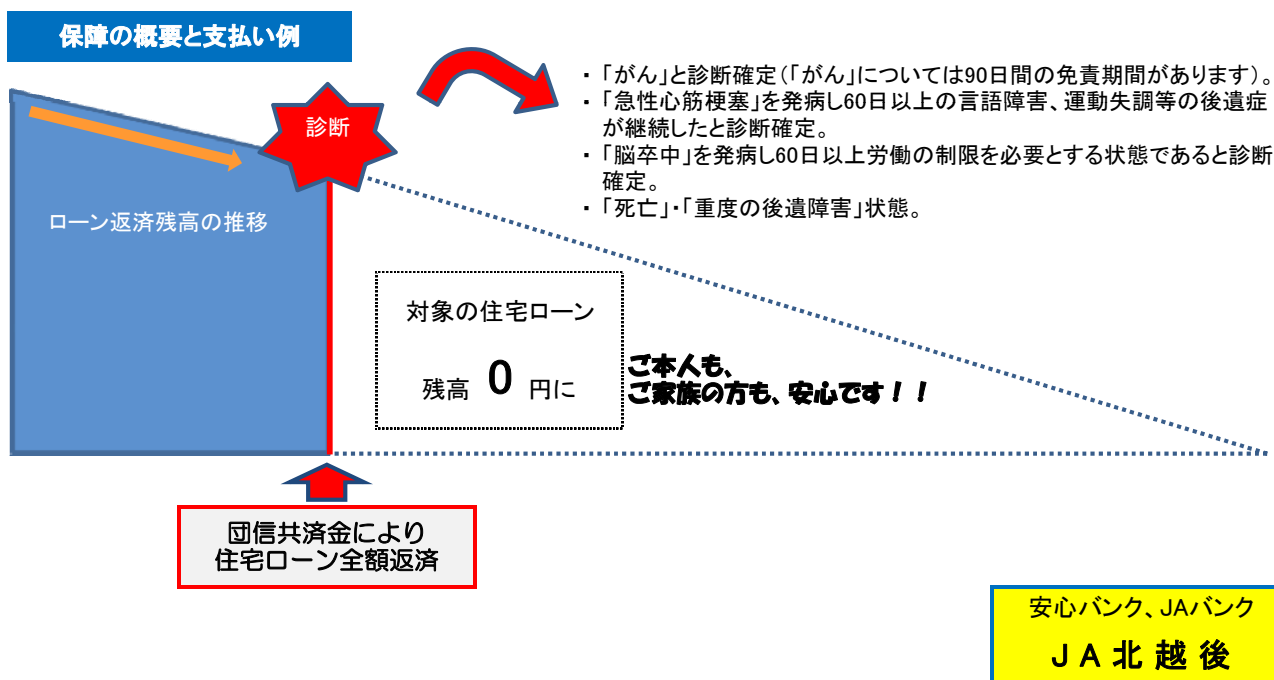
～保障内容～

【がん】 保障期間中に初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患したと医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。

【急性心筋梗塞】 保障の開始日以降に生じた疾病により、急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
身体症状がいったんは軽快し、再度症状が出現した場合はお支払いの対象となりません。
保障内容の詳細については、各支店窓口までお気軽にお申し付け下さい。

【脳卒中】 保障の開始日以降に生じた疾病により、脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
身体症状がいったんは軽快し、再度症状が出現した場合はお支払いの対象となりません。
保障内容の詳細については、各支店窓口までお気軽にお申し付け下さい。

《共済掛金》 当JAが負担いたします。
※適用金利は、ご利用いただくローンの基準金利に+0.3%を上乗せした金利となります。



長期継続入院特約の仕組み(概要)

不慮の事故、病気等で長期入院が必要となり、支給される給与が少なくなるまたはなくなるという時、代わりに住宅ローンの毎月返済を共済金よりお支払いする特約です。

～保障内容～

- 被共済者が保障の開始日以降に生じた傷害または疾病により入院され、その入院を開始した日から共済期間内の給付基準日においてその入院が継続しているとき、すべての入院を通算して36か月のローン返済相当額(損害金・保証料は除く)を共済金として当組合に支払われ、ローン返済に充当されます。

※「給付基準日」とは

入院を開始した日から起算して31日となる日および以後の1か月ごとのその日の応答日(応答日がない月は、その月の末日)

※保障の開始日前の傷害または疾病が原因で入院されたときはお支払いの対象となりません。

《共済掛金》 当JAが負担いたします。
 ※適用金利は、ご利用いただくローンの基準金利に+0.2%を上乗せした金利となります。

保障の概要と支払い例

